

# 第3次地域管理経営計画書

# 第3次国有林野施業実施計画書

( 萩 森 林 計 画 区 )

(第二次変更計画)

計画期間 { 自 平成20年4月 1日  
至 平成25年3月31日 }

(変更年月 平成23年3月)

近畿中国森林管理局

## 目 次

### 〔地域管理経営計画〕

<b>1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項</b> .....	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針 .....	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 .....	1
(4) 主要事業の実施に関する事項 .....	2

### 〔国有林野施業実施計画〕

<b>2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積</b> . . . . .	4
<b>又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量</b>	
(1) 伐採造林計画簿 .....	4
(2) 水源かん養タイプにおける施業群別面積等 .....	4
(3) 水源かん養タイプの施業群別の上限伐採面積 .....	4
(4) 伐採総量 .....	5
(5) 更新総量 .....	5
(6) 保育総量 .....	5
<b>4 治山に関する事項</b> .....	6
<b>6 レクリエーションの森の名称及び区域</b> .....	6
<b>7 その他必要な事項</b> .....	6
(3) 国土保全タイプの区分別面積 .....	6
(4) 文化財等の現況 .....	6
(5) その他	
レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法 .....	6

### 第3次地域管理経営計画（萩森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第8項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成23年4月1日から効力を有します。

#### 【変更理由】

旧阿東町（旧萩森林計画区）に所在する国有林が平成22年1月16日付けの市町村合併により、山口森林計画区に編入されたことから、編入された国有林に係る計画事項を変更します。

【変更する内容】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

ア 対象とする国有林野

本計画の対象は、国有林野1,200haで、地域の森林全体に占める割合は、1%と非常に少ないですが、日本海沿岸部に2団地、内陸部に2団地が位置し、そのほとんどが水源かん養や土砂流出防備、干害防備の保安林に指定されています。

林分内容は、高齢級の林分はほとんどなく、75%がスギ・ヒノキ・アカマツの人工林で、天然林は広葉樹の二次林が主体となっています。

機能類型別の面積等については以下のとおりで、本計画区における森林の立地特性を反映し、「水土保持林」が全体の100%を占めています。

機能類型別の森林の面積

単位：面積ha、比率%

区分	水土保持林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	合計
面積	<u>1,200</u>	—	—	<u>1,200</u>
比率	<u>100</u>	—	—	100

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

ア 「水土保持林」に関する事項

「水土保持林」の面積の内訳

単位：ha

	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面積	<u>300</u>	<u>900</u>	<u>1,200</u>

イ 「森林と人との共生林」に関する事項

(i) 森林空間利用タイプ

本計画区に該当区域はありません。

「森林と人との共生林」の面積の内訳

単位：ha

区分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち、保護林		うち、レクリエーションの森	
面積	—	—	—	—	—

- ウ 「資源の循環利用林」に関する事項  
本計画区に該当区域はありません。

「資源の循環利用林」の面積の内訳

単位：ha

区 分	林業生産活動の対象	その他の産業活動の対象	計
面 積	二	—	二

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間（平成20年度～平成24年度）において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりです。

ア 伐採総量

単位：材積 m<sup>3</sup>、面積 ha

区 分	タイプ別	主 伐	間 伐	計
水 土 保 全 林	国 土 保 全 タ イ プ	—	(40) 3,057	3,057
	水 源 かん 養 タ イ プ		(111) 6,827	6,827
森林と人との共生林	森林空間利用タイプ	—	二 二	二
資源の循環利用林		—	—	—
計			(151) 9,884	<250> 9,884

注1 ( ) は間伐面積である。四捨五入により内訳と計が合わないことがある。

2 < > は搬出支障木、被害木等の伐採箇所があらかじめ特定できない臨時的な伐採量で外書

ウ 保育総量

本計画期間において、保育は発生しない。

### 第3次国有林野施業実施計画（萩森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成23年4月1日から効力を有します。

#### 【変更理由】

旧阿東町（旧萩森林計画区）に所在する国有林が平成22年1月16日付けの市町村合併により、山口森林計画区に編入されたことから、編入された国有林に係る計画事項を変更します。

【変更する内容】

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

地域管理経営計画の1の(4)のアに定める伐採総量についての具体的な箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに同計画の1の(4)のイに定める更新総量についての具体的な箇所ごとの更新方法及び更新量は、別添2伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源かん養タイプにおける施業群別面積等

単位：ha

施業群	面積	取扱いの内容	主伐の下限林齢
天然林	342.32	現在の林分状況の維持、健全性確保、針広混交林への誘導、択伐、天然更新	※注4
長伐期	419.98	大径針葉樹を主体とした森林、広葉樹を混交した森林の造成、皆伐、新植	80年
その他	116.21	別紙「管理経営の指針」による	※注5
合計	875.51		

注1 面積は林地面積

2 下限林齢とは主伐ができる最低林齢

3 具体的な取扱いの内容は、別紙「管理経営の指針」による。

4 天然林施業群については、林分の健全性の維持を目的に、衰退木・枯損木を対象に、択伐を行うこととなっているため、下限林齢は設定しない。

5 その他の施業群については、試験地等設置の目的に応じた取扱いを行うため、下限林齢は設定しない。

(3) 水源かん養タイプの施業群別の上限伐採面積

単位：ha

施業群	上限伐採面積
長伐期	26

注：上限伐採面積は計画期間5年分の合計面積

(4) 伐採総量

単位：材積 m<sup>3</sup>、面積 ha

区 分		林 地				林地以外	合 計		
		主伐	間 伐	小 計	臨時伐採量			計	
水 土 保 全 林	国土保全タイプ		—	(39.67) 3,057	3,057	250	10,134	—	10,134
	水源かん養タイプ	天然林	—	—	—				
		長伐期	—	6,284	6,284				
		その他	—	543	543				
		計	—	(111.56) 6,827	6,827				
合 計		—	(151.23) 9,884	9,884	250	10,134	—	10,134	
年 平 均		—	(30.25) 1,976	1,976	50	2,026	—	2,026	

注：（ ）は間伐面積

(5) 更新総量

該当なし。

(6) 保育総量

該当なし。

#### 4 治山に関する事項

単位：保全施設：箇所、保安林の整備：ha

位置（林班名）	区分	工種	計画量	備考
大葉山1011 白須山1030	保全施設	溪間工	2	
白須山1030		山腹工	1	
計			3	
大葉山1017 白須山1029、1030	保安林の整備	保育	42.29	
計			42.29	

#### 6 レクリエーションの森の名称及び区域

該当ありません。

#### 7 その他必要な事項

##### (3) 国土保全タイプの区分別面積

単位：ha

区分	土砂流出 崩壊防備	気象 防 害 備	生活環境 保 全	その他の 国土保全林	合計
面積	146.30	—	—	153.13	299.43

注 具体的な取扱いの内容は、別紙「管理経営の指針」による。

##### (4) 文化財等の現況

該当ありません。

##### (5) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

該当ありません。